

やまぐらし

通信

若者版

～やまぐち・ぐらしの安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報 **注目!**

令和4年9月14日

—第51号—

不安な時は・・・



山口県立岩国商業高等学校東分校 中村 涼さん 作

※この4コマ漫画は「2021年消費者トラブル防止4コマ漫画コンテスト」優秀賞作品です。

アドバイス

- インターネットを閲覧中に何も申し込んでいないのに、突然「登録完了」と表示されることがあります。これは、契約が成立したと思わせて、不当に請求料金を支払わせようとするものです。
- **事業者に連絡しない、お金は支払わないようにしましょう!**
請求が表示されただけでは個人情報は特定されていません。連絡した場合、手続きに必要と言って個人情報を聞き出されるおそれがあります。
- 画面を閉じて、閲覧履歴を削除しましょう。それでも請求画面が消えない場合、システムの復元もしくは端末を初期化する必要があります。**IPA(独立行政法人 情報処理推進機構)**のホームページを参考にしてください。
- 困ったときは、お近くの**消費生活センター等**に相談しましょう。

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

豆知識

ワンクリック請求では、契約は成立していません

- ・いきなり登録完了・請求画面が表示されるワンクリック請求では、そもそも**契約は成立していません**。
- ・利用者が申し込んでも**確認画面で確認していない場合は、契約は無効です**。

電子消費者契約法では ...

- 消費者が**契約をする意思がないのに**（あるいは契約内容について誤解して）申込みをしてしまった際、事業者が消費者に対して **申込内容を再度確認させるための画面を用意していなかった場合**、その**契約は無効**とされています。

有効な契約のイメージ図

年齢認証画面

あなたは18歳以上ですか？

「はい」
を押すと

確認画面

利用登録をしますか？
(登録料は〇〇円です)

「はい」
を押すと

登録完了(請求)画面

登録完了しました。
登録料は〇〇円です

〇月〇日までにお支払いください。

お知らせ

消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、学校の授業などに、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は、「講師派遣申請書」を県HPからダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めにお願いします。



山口県HP <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/shohi-center-top/14786.html>

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1

→ ○郵便番号(7桁)入力
を押す

郵便番号が**分からない**

2

→ ○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど